

**訪問看護（医療保険）契約書
重要事項・サービス内容説明書**

山口市社会福祉協議会

あとう訪問看護ステーション

重要事項及びサービス内容説明書

利用者 様

世帯主 様

サービス提供事業所概要

◇事業の目的、運営方針

目的 訪問看護事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、看護師等が医師の指示を受けて、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

方針 利用者の心身の特性や能力に応じ、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

法人名	社会福祉法人 山口市社会福祉協議会
代表者名	会長 徳永 雅典
事業所名	山口市社会福祉協議会 あとう訪問看護ステーション
所在地	山口市阿東地福上1697番地
提供サービス	訪問看護
介護保険事業所番号	3560390191
医療保険事業所番号	03, 9019, 1
サービス提供地域	山口市阿東地区、山口市徳地柚木・横山・大原地区 旧むつみ村地区
職員体制	看護師 4名(1名管理者兼務)・准看護師 2名
管理者	伊藤 美佐子
営業日	平日、土曜日(但し、12月29日から1月3日は除く)
営業時間	午前8時30分から午後5時15分
その他の介護保険指定事業所	・居宅介護支援事業所 (3570301774) ・訪問介護事業所 (3570301758)

当事業所が提供する訪問看護サービスは以下の通りです。

1. サービス提供日時

かかりつけの主治医が利用者と相談のうえ、訪問看護が必要と認めた期間、指示に従い訪問看護サービスを提供します。

2. 訪問看護計画内容

初回訪問にて、「利用者、主たる介護者、世帯主、家族」（以下利用者等）の要望に応じて、指示書に基づいた訪問看護計画書を作成します。作成した計画書は提示し同意をいただきます。状態に応じて計画内容は変更可能です。

3. 提供手順

- (1) 利用者等の希望により主治医が作成した指示書が、訪問看護ステーションへ交付されます。
- (2) 指示書に基づき訪問看護計画書を作成し、主治医に提供します。
- (3) 訪問看護実施に当たり、利用者の健康手帳に必要事項を記載します。
- (4) 看護の提供に用いる設備、器具は実施ごとに消毒・滅菌したものを用います。
- (5) 看護実施後、主治医に報告書を提出します。
- (6) 毎月1回、事前に利用者等に契約書で了解を戴いた方について、関係法令により地方自治体に、心身の状態、訪問看護の内容、主傷病名等の情報提供を行います。
- (7) 利用者の状態に変化があった場合、主治医が必要と認めれば特別指示にて14日間限度で毎日の訪問が可能です。

4. 担当看護師

- (1) 利用者等は、いつでも担当看護師の変更を申し出ることが出来ます。その場合、サービスの目的に反するなどの変更を拒む正当な理由がない場合は、変更の申し出に応じます。
- (2) 担当の訪問看護師が退職する等の正当な理由がある場合に限り、事前に利用者等の了解を得て、担当職員の変更をすることがあります。
- (3) 職員は常に身分証明書を携帯していますので、必要な場合は提示をお求め下さい。

5, 利用料金

令和6年6月1日改定

保険種別	医療保険（健康保険・後期高齢者医療保険）による訪問看護	
訪問看護を利用できる方	主治医が訪問看護の必要を認めた方 ①介護保険の対象でない（非該当）の方 ②介護保険利用対象者のうち、厚生労働大臣が定めた疾患や急性増悪期状態の方 ＊健康保険、該当保険の自己負担割合分 ＊後期高齢者医療保険、該当保険の自己負担割合分	
利用料金	＊訪問看護基本療養費（Ⅰ）	
	週3日目まで	5,550円
	週4日目以降	6,550円
	＊訪問看護基本療養費（Ⅲ） （1泊2日以上の外泊時の訪問）	8,500円
	＊訪問看護管理療養費	
	月の初日	7,670円
	月の2日目以降	(イ)3,000円 (ロ)2,500円
加算料金	24時間対応体制加算	6,800円/月
	特別管理加算 (重症度の高い利用者)	2,500円/月 5,000円/月
	退院時共同指導加算（退院・退所毎1回に限る。厚生労働大臣が定める疾患の利用者に限り2回まで加算可能）	8,000円
	退院支援指導加算（退院日に在宅で療養上必要な指導を行った時）	6,000円
	長時間訪問看護加算（週1日に限り）	5,200円
	夜間・早朝訪問看護加算 （6時～8時・18時～22時）	2,100円
	深夜訪問看護加算（22時～6時）	4,200円
	複数名訪問看護加算（週1回まで）	4,500円
	緊急時訪問看護加算	(イ)2,650円/日(月14日目まで) (ロ)2,000円/日(月15日目以降)
	在宅患者連携指導加算	3,000円/月
	在宅患者緊急時等カンファレンス加算 （月2回まで）	2,000円
	特別管理指導加算	2,000円
	難病等複数回訪問看護加算 1日2回	4,500円
	1日3回以上	8,000円
	訪問看護ターミナルケア療養費	25,000円
	訪問看護情報提供療養費（保険医療機関等）	1,500円/月

【 訪問看護加算同意 】

複数名訪問看護加算	同意する	同意しない
緊急時訪問看護加算	同意する	同意しない

(2) 上記料金以外の徴収（保険外）

◇超過看護サービス料 1時間30分以上1時間増す毎	1,000円
◇休日料金	2,500円/日
◇エンゼルケア	10,000円/回
◇日常生活上必要な物品、その他	実費

6. 交通費について

(1) 通常の事業の実施地域は徴収致しません。

- ・ 山口市阿東地区、山口市徳地柚木・横山・大原地区、旧むつみ村地区

(2) 上記の地区以外はその実費を徴収します。

- ・ 事業所から片道30km未満 500円
- ・ 事業所から片道30km以上 1,000円

7. 支払い方法

利用料は1ヶ月ごとに計算し、翌月15日までにサービスの提供日、当月の料金の内訳を記載した明細書を作成し、請求書に添付してお送りします。27日までに下記の方法でお支払い下さい。

- ① 現金でお支払いになる場合 訪問時直接お渡し下さい。
- ② 通帳より自動引き落としの場合 毎月27日（土・日・祝日は翌営業日引落し）

8. 業務継続計画（BCP）の策定

感染症や自然災害が発生した場合であっても、訪問看護サービスを継続的に提供するため、及び非常時の体制で早期の事業再開を図るための計画を策定し、当該計画（BCP）に従い、必要な措置を講じます。

- (1) 職員に対して、業務継続計画について周知を図ります。
- (2) 定期的な研修及び訓練を年1回以上実施します。
- (3) 定期的に計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

9. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

事業者は、感染症が発生又はまん延しないように、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね6か月に1回以上開催します。
- (3) 定期的な研修及び訓練を年1回以上実施します。

10、虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権擁護、虐待防止等のため、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	介護・障がいサービス課長 有富 隆史
-------------	--------------------

- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 虐待防止のための対策を検討する委員会を設置し、定期的を開催するとともに、その結果を職員に対して周知徹底を図ります。
- (4) 成年後見制度の利用を支援します。
- (5) 職員に対して虐待防止のための研修を計画的に年1回以上実施します。
- (6) 養護者等による虐待又は虐待が疑われる場合は、再発防止策を講じるとともに市町に報告又は通報します。

11、ハラスメント対策

事業者は、職場におけるハラスメント防止に取り組むとともに、利用者、家族等からのハラスメントに対して、必要な措置を講じます。

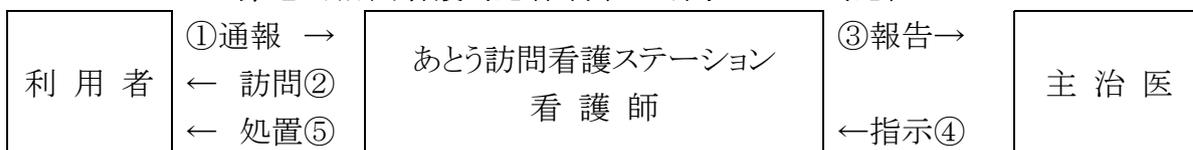
- (1) 職場におけるハラスメント防止対策の周知、啓発を行います。
- (2) ハラスメントの相談窓口を設置します。
- (3) 職場において当該事案が発生した場合は、マニュアル等を基に対応し、再発防止に努めます。

職員に対して利用者又はその家族等から当該事案が行われた場合は、関係機関への連絡・相談、解約等の必要な措置を講じます。

12, 緊急時の対応方法

あとう訪問看護ステーション TEL083-952-6001

緊急時訪問看護対応体制(24時間・365日対応)



利用者の方から緊急連絡があった場合、訪問又は相談を行い、状況に応じて主治医に報告・相談をします。主治医からの指示による処置を行い、必要な連絡先へ連絡・連携を行います。

主 治 医	氏 名	
	医 療 機 関	
	住 所	
	電 話 番 号	
	緊急連絡先	
緊急連絡先	氏 名	続柄:
	住 所	
	電話番号①	
	電話番号②	

13, 事故発生時の対応

訪問看護サービス提供時の事故、利用者又は家族の生命、身体、財産への損害が発生した場合は速やかに管理者へ連絡し事故の確認の上、規定により損害を賠償します。

保険会社名	損害保険ジャパン株式会社
保 險 名	賠償保険(社協の保険)
補償の概要	対人対物賠償 3,000万円

14. サービス内容に関する苦情

(1) 本会の利用者相談・苦情申立窓口

山口市社会福祉協議会 阿東出張所	受付担当者	道中 知 (出張所長)
	受付時間	午前8時30分～午後5時15分 (土・日・祝日及び12月29日～ 1月3日を除く)
	電話番号	083-952-0294
山口市地域包括 支援センター 阿東分室	所在地	山口市阿東徳佐中3382番地
	受付時間	平日 午前8時30分～午後5時15分
	電話番号	083-956-0995
山口市 介護保険課	所在地	山口市亀山町2番1号
	受付時間	平日 午前8時30分～午後5時15分
	電話番号	083-934-2795
国民健康保険 団体連合会 (苦情相談班)	所在地	山口市朝田1980番地7
	受付時間	平日 午前9時00分～午後5時00分
	電話番号	083-995-1010

(2) 第三者委員

本事業所では、苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、「第三者委員」を設置しています。利用者は、本事業所への苦情やご意見を「第三者委員」に相談することも出来ますので、その際は上記苦情受付担当者にお問い合わせください。

第三者委員	米 本 律 子 (学識経験者)
	橋 本 昌 代 (学識経験者)
	原 ユ リ 子 (学識経験者)
	上 野 和 昭 (学識経験者)

15. キャンセル料

訪問前に申し出がない場合、取り消し料として下記の料金をお支払い頂くことがあります。但し、利用者の体調不良等正当な理由がある場合はこの限りではありません。

◇訪問前までに申し出があった場合 無 料

◇訪問前までに申し出がなかった場合 当日利用料金金額の50%

16. サービス提供記録の開示

利用者から申し出があった場合には、サービス提供記録等を開示します。

17, 保険給付請求のための証明書交付

サービス提供証明書が必要な場合は、いつでも交付しますのでお申し出下さい。

【契約書署名欄】

契約にあたり、本書2通を作成し、利用者・事業者各1通ずつ保有することとします。

年 月 日

(利用者) 私は、契約内容、重要事項及びサービス内容、個人情報使用についての説明を職員() から受け、契約書に基づく条件でサービスの利用を申し込みます。また必要の際は、私及び家族の情報を、医療機関や他のサービス担当者及び連携機関に提供することに同意します。

利 用 者	住 所	
	氏 名	印
	電 話 番 号	

【署名代行】

私は、本人に代わり本人の同意の意志を確認し、署名を行いました。

署名代行者	住 所	
	氏 名	印
	電 話 番 号	
	職 業	
	本人との関係	
	署名代行理由	

(事業者) 私は、居宅サービス事業者として利用者の申込みを受諾し、この説明書に定める各種サービスを、責任を持って誠実に行います。

住 所 山口県山口市上堅小路89番地1
法人名 社会福祉法人 山口市社会福祉協議会
代表者 会 長 徳 永 雅 典 印

事業所名 山口市社会福祉協議会
あとう訪問看護ステーション
電話番号 083-952-6001
指定番号 3560390191